

熊本地震により被災した福岡看護大学入学予定者の入学金の免除について

福岡看護大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験生の進学機会の確保を図るため、平成 29 年度入学予定者に、次のとおり入学金の特例措置を実施することにしましたので、お知らせします。

入学金の免除を希望される方は、入学手続き前に必ず下記 5. の問合せ先【福岡看護大学設置準備室】までご連絡ください。

1. 特例措置の対象

平成 29 年度 4 月入学予定者で、下記の災害救助法適用地域で被災し、次のいずれかに該当する者

- ① 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合
- ② 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊した場合
- ③ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が大規模半壊、半壊した場合

【災害救助法適用地域】（平成 28 年 4 月 14 日現在）

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町・南関町・長州町・和水町、菊池郡大津町・菊陽町、阿蘇郡南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村、上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町・津奈木町、球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町、天草郡苓北町

※ なお、上記災害救助法適用地域以外で被災した入学予定者で、上記①、②又は③に該当する方については、福岡看護大学設置準備室にご相談ください。

2. 措置内容

入学金の全額免除（上記 1. の①又は②の該当者）又は半額免除（上記 1. の③の該当者）

3. 申請方法

事前に福岡看護大学設置準備室に連絡し、該当すると判断された方は、所定の申請書類を入学手続き書類とともに提出してください。

なお、この場合には、入学手続き時に「入学金」を払い込まないでください。

4. 申請書類

- (1) 「入学金免除申請書」（本学ホームページからダウンロード）
- (2) 「死亡又は行方不明を証明する書類」（上記 1. の①の該当者）
- (3) 「罹災証明書及び住民票」（上記 1. の②又は③の該当者）

※ 申請時に罹災証明等が取れない場合は、住宅の被害状況写真、免許証(写)等の住所が確認できるものにより一旦受付をします。後日、罹災証明書及び住民票を必ず提出してください。

5. 問合せ先

【福岡看護大学設置準備室】電話：092-801-0411（内線 385）